

岩手県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第781号）で公示した公共測量を終了した旨紫波町長から次のとおり通知があった。

平成25年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡紫波町地内
- 2 実施した期間 平成24年11月1日から平成25年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（紫波都市計画図の座標補正）